

中国の特定地域における優遇税制

Issue 6, January 2022

In brief

中国政府は、従来、外国投資を誘致するために地域を問わず中国全土を対象とし、主に外資投資企業に対するさまざまな優遇税制に係る制度を導入してきました。経済発展を遂げた2008年以降は、このような優遇政策を見直し、業種または地域に特化した財政補助金を含む優遇税制へと転換しました。

本ニュースレターでは、主な地区・地域における優遇税制の概要を解説します。

In detail

1. 海南島に投資した企業に対する優遇税制

2020年に海南自由貿易港建設全体方案が公表されました。この計画は、2025年までと2035年までの2段階に分けて、最終目標である国際影響力のある自由貿易港になることを目指していきます。このため、国家税務総局および税関総局は、海南島に投資する企業に対して、以下に掲げる優遇税制を公布し、実施しています。

(1) 企業所得税

適用対象・要件	優遇税制の内容
<ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港に設立した旅行業、現代サービス業およびハイテク産業企業による国外への新規直接投資で得た所得。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業所得税が免除されます。
<ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港に登記している奨励類業種(※)に該当し、実際に海南自由貿易港での事業に従事し、かつ当該奨励類業種の収入が全体収入の60%以上を占める企業。 ※本件に関連し、現在、奨励類業種として指定されている業種は、生物医薬、新エネルギー車等のハイテク産業、国際物流、保税倉庫等の現代サービス業および観光業。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業所得税に対して15%の軽減税率が適用されます。
<ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港に登記している企業。 	<ul style="list-style-type: none"> 購入または自家建設される有形固定資産(建物、構築物を除く)、もしくは購入または自社開発される無形資産の取得単価が500万元以下の場合、全額損金算入できます。 上記の取得単価が500万元を超える場合、加速度償却が認められます。

(2) 個人所得税に関する財政補助等

適用対象・要件	優遇税制の内容
<ul style="list-style-type: none"> 高度人材および不足人材の採用。 <ul style="list-style-type: none"> ① 中国人の場合、社会保険料を海南自由貿易港で6ヶ月以上納付。 ② 外国人の場合、雇用契約が1年以上。 なお、高度人材の要件は、海南省人事管理部門が認定する人材かつ課税所得が30万元以上であること、不足人材のそれは海南自由貿易産業不足人材目録に該当する人材であることと規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人所得税額の15%を超える部分について、免除されます。

(3) 関税・輸入増税

適用対象・要件	優遇税制の内容
<ul style="list-style-type: none"> 輸入課税製品目録に記載される製品以外の製品(原材料等を含む)を海南島自由貿易港で通関する場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入関税・輸入増税が免除されます。
<ul style="list-style-type: none"> 輸入課税製品目録に記載される製品以外の原材料等を使用して加工し、商品の付加価値が30%以上の場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国国内に販売する場合においても、輸入関税が免除されます。

(出所:「海南自由貿易港の建設全体計画」、「海南自由港の企業所得税優遇政策に関する通達」財政部[2020]31号、「海南自由貿易港高度人材、不足人材の個人所得税政策に関する通達」財税[2020]32号をもとに当法人が作成)

2. 西部地域に投資する企業に対する優遇税制

西部地域とは、貴州省、陝西省、青海省、甘肃省および各自治区等を指します。これらの地域に投資する際に享受できる優遇税制は、2008年に、外資投資企業に対する優遇税制が撤廃されてすぐに施行されています。具体的な内容は以下の通りです。

適用対象・要件	優遇税制の内容
<ul style="list-style-type: none"> 当該地域に設立する奨励類産業企業。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業所得税の適用税率が15%に軽減されます。
<ul style="list-style-type: none"> 「企業所得税の経過的優遇政策の実施に関する通達」(国発[2007]39号)に規定される経過的優遇政策および西部大開発優遇政策を享受する企業。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期減免税期間の半減期間において、企業の適用税率に基づき算出される納付税額を半減することができます。 その他の各定期減免税期間において、企業所得税について、25%の法定税率に基づき算出される納付税額を半減することができます。

(出所:「西部大開発企業所得税政策の継続に関する公告」財政部 税務总局 国家発展改革委[2020]23号、「企業所得税優遇政策若干問題に関する通達」財税[2009]69号をもとに当法人が作成)

3. 大湾区(グレートエリア)地域における優遇税制等

大湾区とは、中国華南地区(広州市、深セン市等)、香港およびマカオを含む地域を指します。特に、華南地区は労働集約型製造業で発展してきましたが、今後、より付加価値の高い産業の発展を目指すため税制に係る優遇政策を打ち出しています。主な優遇税制等は以下の通りです。

(1) 企業所得税

適用対象・要件	優遇税制の内容
<ul style="list-style-type: none"> 前海深港現代サービス業合作区の企業所得税優遇目録(2021年版)に規定される業種を主業務とし、かつ当該業務の主な売上高が総売上高の60%以上を占めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業所得税の適用税率を15%に軽減されます。
<ul style="list-style-type: none"> 前海深港現代サービス合作区で設立される旅行業、現代サービス業およびハイテク企業による国外への新規直接投資で得た所得。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業所得税が免除されます。

(2) 個人所得税に関する財政補助等

適用対象・要件	優遇税制の内容
・ 大湾区就業の海外(香港、澳門、台灣含む)の高度人材および不足人材の採用。なお、高度人材および不足人材の要件は地域ごとの規定を確認する必要があります。	・ 個人所得税額の 15%を超える部分について、補助金として支給されます。

(出所:「粵港澳大湾区個人所得稅優遇措置に関する通達」財税[2019]31号、「前海深港現代サービス合作区企業所得稅優遇政策に関する通達」財税[2021]30号をもとに当法人が作成)

The takeaway

本ニュースレターで紹介した優遇税制以外に、輸入手続きの簡素化、輸出増価税の還付期間の短縮および外国人就労ビザ取得手続きの簡便性等の政策の他、新たな優遇政策もあります。中国で事業を展開される企業においては、投資先地域において活用可能な優遇政策に関する情報をタイムリーに入手できるような体制を構築し、こうした活用機会を逸することないようにするが望まれます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー
www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

シニア マネージャー
佐々木 敏子

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.